

## ■羽曳野市教育大綱の改訂について

### <改訂趣旨>

○市長と教育委員会が、教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたるため、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を対象として、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。

### <改訂方針>

○現行教育大綱の基本理念を引き継ぎつつ、国の第 3 期教育振興基本計画を参酌し、社会情勢・教育環境の変化、各基本方針に関連する施策・事務事業の進捗状況、教育行政をめぐる新たな課題などを踏まえ、見直しを行う。

### <改訂スケジュール>

予定	改訂の流れ
第 1 回会議 (4 月)	○改訂方針の確認等
	○関連する施策等の進捗状況・課題等について、関係各課への調査・ヒアリングの上、基本方針の必要な見直し ○改訂(素案)の作成
第 2 回会議 (11 月予定)	○改訂(素案)の提示
	○第 2 回会議での意見等を踏まえた改訂素案の修正 ○パブリックコメントの実施(12 月予定) ※意見を踏まえた必要な修正
第 3 回会議 (2 月予定)	○改訂(最終案)の提示 ※承認いただければ、法の規定に基づき公表